

二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、二酸化炭素の排出量が少ない移動手段の定着を促進し、二酸化炭素の排出量を削減するとともにエネルギー価格高騰による負担を軽減することを目的とし、補助の対象となる電動アシスト付き自転車の購入を行う者に対し、その購入に要する費用の一部を二宮町（以下「町」という。）が予算の範囲内で助成することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象製品）

第2条 補助の対象となる電動アシスト付き自転車は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 販売店から直接購入した新品の電動アシスト付き自転車であること。
- （2） 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する人の力を補うための原動機を用いる自転車の基準に該当するものであること。
- （3） 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録が行われ、かつ、一般社団法人自転車協会が定めたBAA（安全・環境基準適合車）マーク（以下「BAAマーク」という。）が貼付された自転車であること。
- （4） 申請者及び同一世帯の者が使用する目的で購入するものであること。
- （5） 製造事業者による製品保証があること。
- （6） リース品又はレンタル品でないこと。
- （7） 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっていないこと。
- （8） 令和8年9月1日から令和9年1月29日までの期間に購入するものであること。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、電動アシスト付き自転車の本体の購入に係る費用（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

（対象者）

第4条 交付の対象となる者は、申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 町に住民登録がある個人であって、かつ18歳以上の者
- （2） 町税及び国民健康保険税を滞納していない者

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の対象とする電動アシスト付き自転車の台数は、1世帯につき、1台限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付申請書（第1号様式）に別表で定める関係書類を添付し、町長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、先着順により受け付けるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 前条による補助金交付申請があったときは、町長は速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の時期)

第8条 補助金は、前条の規定による通知後、当該申請者が提出する請求書（第3号様式）に基づいて交付する。

(交付の条件)

第9条 購入した対象製品については、第8条の規定による補助金の交付の決定をした日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却又は廃棄等を行ってはならない。

2 対象製品の購入等により生じた問題については、町は、一切の責を負わないものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき。

(調査等)

第11条 町長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、対象製品の稼働状況等について、調査をすることができる。

2 町長は、交付決定者に対し、購入した対象製品の稼働状況等を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第6条関係）

対象製品	関係書類
電動アシスト付き自転車	（1） 電動アシスト付き自転車の購入に係る領収書又はそれと同等と認められるものの写し （2） メーカーが発行した保証書の写し （3） BAAマークが確認できる書類の写し（又はそれと同等と認められるものの写し） （4） 自転車防犯登録カード（お客様控え）の写し （5） 申請者が本人であること及び町内に住所を有することを証する書類等の写し （6） 申請者の振込指定口座が確認できる書類 （7） その他町長が必要と認める書類

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

二宮町長 殿

二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付申請書

二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付要綱により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり交付申請を行います。

また、補助金の交付決定に必要な範囲で、住民基本台帳の記録情報、町税及び国民健康保険税の納税状況を照会し確認することに同意します。

申請者	ふりがな			
	氏名	生年月日：和暦 年 月 日		
	住所	〒 - 二宮町		
	電話番号	※日中に連絡がとれる番号		

購入情報	品目	製造者（メーカー）	型番	本体購入価格（税抜）
	電動アシスト付き自転車	防犯登録 BAA マーク ☐	防犯登録が行われ、BAA（安全・環境基準適合車）マークが貼付された自転車である（確認後、 ☐ に✓を入れる）	円（A）

申請額	本体購入価格（税抜）（A）×1/2	円（B）
	（B）の千円未満切り捨てた額	円（C）
	1台あたりの限度額	50,000 円（D）
	補助申請額 （C）と（D）のいずれか低い金額	円

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

二宮町長

二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付（不交付）
決定通知書

二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

交付の可否	☐ 交付する ☐ 交付しない (交付しない場合の理由)
交付金額	円
条件	この補助金について、二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付要綱を厳守すること。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

請求書

二宮町長 殿

請求者 住所

氏名

電話番号

交付決定のありました二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）
について請求します。

請求金額	
添付資料	二宮町地球温暖化対策補助金（電動アシスト付き自転車）交付決定通知書の写し

振込先指定口座情報（金融機関がゆうちょ銀行かそれ以外で欄が異なります。）

口座名義名：_____

口座名義名（カタカナ）：_____

■金融機関（ゆうちょ銀行以外の場合）

銀行名：_____ 支店名：_____

預金種別：_____ 普通・当座 _____ 口座番号：_____

■ゆうちょ銀行

通帳記号：_____ 通帳番号：_____